

地方創生IT利活用推進会議の開催について

〔平成27年1月23日〕
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定

1. 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成12年政令第555号）
第4条の規定に基づき、高度情報通信ネットワーク社会の形成に向けて、地方における自治体や企業のITを活かした取組の導入を促進し、その効果を高めるための方策を策定するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の下に、地方創生IT利活用推進会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議は、情報通信技術（IT）政策担当大臣を議長とし、構成員は本部長が指名する者をもって構成する。ただし、議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
3. 会議の庶務は、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。